

「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」の制度概要について

1. 事業目的

県内飲食店に対して、換気設備の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減させるとともに、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させる

2 事業内容

①補助対象者

- ・県内において飲食店を経営する中小企業者等

②補助対象経費

- ・換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新・増設・新設
ただし、空調設備（エアコン等）については上記工事に付随する場合のみ対象

③補助要件

- ・換気設備の導入により、原則として対象室内の必要換気量（一人あたり毎時 30 m^3 ※）を満たすもの
- ・業種別ガイドラインを実践する旨の宣誓書を事業所に掲示し、ガイドラインに沿った取組を実施

※新型コロナウイルス厚生労働省対策本部がまとめた、商業施設における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について（令和2年3月30日）より引用。環境省が実施した飲食店等への換気設備をはじめとする導入支援（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）においても支援条件となっている

④補助率 9/10 以内

⑤補助上限 1 事業者あたり上限200万円（下限額30万円）

⑥予算額 2億円（100件）

3. 受付期間 令和2年8月25日～10月30日

4. 事業期間 令和2年8月25日～令和3年2月26日